

6月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、従業員等に対する見舞金を支給した場合の課税関係についてご紹介させていただきます。

所得税法上、「心身又は資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金」は非課税とされます。例えば、新型コロナウイルス感染症に感染した従業員等に支給する一定の見舞金や、緊急事態宣言下において、いわゆる“三密”を避けるための取組を講じた上で事業の継続を求められる事業者（医療関係者、介護老人福祉施設等、飲食料品供給関係、メディア、金融サービス、物流・運送サービスなど）の従業員等に支給する一定の見舞金についても、給与等に該当せず、源泉徴収は不要となる。

【参考】新型コロナウイルス関連で支給する見舞金の非課税要件（①②③の全ての充足が必要）

①その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払いを受けたものであること

〈要件①を満たす見舞金の具体例〉

- 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払いをうけるもの
- 緊急事態等宣言の下において、事業の継続を求められる事業者の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払いを受けるもの
 - ・多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
 - ・緊急事態宣言前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者

②その見舞金の支給額が社会通念上相当であること

〈要件②の判断基準〉

- その見舞金の支給額が、従業員ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規定等においてあきらかにされているかどうか
- その見舞金の支給額が慶弔規定等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか

③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

〈要件③を満たさない見舞金の具体例〉

- 本来受けるべき給与等を減額した上で、それに相当する額を支給するもの

- 感染の可能性の程度等に関わらず従業員等に一律に支給するもの
- 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
- 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

【2】 6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

申告期限等	内容
6月10日	5月分源泉徴収税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～5月分）の納付
6月30日	4月決算法人の確定申告
	1月、4月、7月、10月の決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告
	10月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付

【3】 スタッフの一言

5月末が申告期限である、3月決算法人の確定申告が終わり繁盛期に1つの区切りを迎えることが出来ました。

新型コロナウイルスの影響で今まで通りの日常がおくれず不安な日々が続きますが、皆様体調管理には気を付けてお過ごしくださいませ。

担当：馬田